主

原判決中被告人三名に関する部分を破棄する。

被告人Dを判示第一の(一)の事実につき罰金三、〇〇〇円、同(二)の事実につき罰金三、〇〇〇円、被告人A、同Bを罰金五、〇〇〇円に各処する。 被告人らにおいて右罰金を完納することができないときは、各金五〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用(国選弁護人佐久間貢に支給した分)はこれを四分し、その一を被告人Aの負担とし、当審における訴訟費用中証人Cに支給した分はこれを三分し、その二を被告人D、同Aの負担とする。

理 由

(控訴趣意)

本件控訴趣意は大河原区検察庁検察官事務取扱検事渡辺寛一名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

(当裁判所の判断)

控訴趣意(事実誤認と審理不尽)について

原判決が、本件各公訴事実の本犯である原審相被告人E、同Fに対する各賭博開張図利の公訴事実については、いずれも有罪と認定判示したが、その幇助犯として起訴された被告人三名に対する本件公訴事実、すなわち

第一、 被告人Dは

(一) 昭和三八年八月六日頃原審相被告人Eらが白石市 e 字 f g 番地 G 方において、賭場を開張し、H外一〇名位の賭客を誘引し、花札を用い俗に「アトサキ」と称する賭銭博奕をさせて寺銭名下に金銭を徴収して利を図つた際、その情を知りながら、開張者側関係者の輸送、賭客の誘導案内をして、右Eらの右犯行を容易ならしめてこれを幇助した

(二) 同年一〇月中旬頃、原審相被告人Eらが同市abのc番地dアパート内原審相被告人F方二階において、賭場を開張し、I外一〇数名の賭客を誘引し、花札を用い俗に「アトサキ」と称する賭銭博奕をさせて寺銭名下に金銭を徴収して利を図つた際、その情を知りながら、前同様の行為をして右Eらの右犯行を容易ならしめてこれを幇助した

第二、 被告人A、同Bは同年八月六日頃前記G方において前記第一、(一)記載のように原審相被告人Eらが賭場を開張し利を図つた際、その情を知りながら、 賭客の案内、接待、見張をしてその犯行を容易ならしめてこれを幇助した

という事実に対しては、いずれも、被告人らにおいて、右公訴事実にあるような行為を担当したこと、そしてその際多分賭博が行なわれるであろうということはつていたものと認めることができるが、それ以上の本犯Eらの賭博開張図利の所為、目的についての認識があつたという点については、被告人Lの検察官に対する昭和三記める証拠がなく、被告人L、同Aについては、被告人Lの検察官に対する昭和三九年六月一〇日付供述調書、被告人Aの検察官に対する同月一六日付供述調書のほかには証拠はなく、しかも右各供述調書におけるこの点に関する供述部分は、、被告人ら三名に対し無罪を言い渡したものであることは所論のとおりである。

ところで、原判決が本犯E、Fに対する有罪判決において挙示する証拠および被告人Lの司法警察員に対する昭和三九年六月八日付供述調書二通((甲)

(乙))、被告人Aの司法警察員に対する同月一日付、同月一四日付(甲)供述調書、被告人Bの司法警察員および検察官に対する各供述調書ならびに当審における証人Eの証言によれば、本件各公訴事実のように本犯Eらの賭博開張図利の所為があつたこと、本犯Eがその各賭博場において自らも賭博をなしたこと、被告人らがそれぞれ本件公訴事実にあるような行為をなしたこと、その際被告人らはそれそれその賭博場において賭博が行なわれるであろうことを知つていたこと、以上の事実が認められるのである。

そこでまず被告人らが本犯Eらの賭博開張図利の所為を知つていたかどうかの点について検討する。記録および当審証人Cの証言によれば、被告人らはいずれもJ会K地区の会員であり、同会はいわゆる暴力団といわれているものであつて相当多数の会員をもつていること、J会K地区支部長は本犯Eであつて被告人Dはその実弟であり、右J会会員としても同人の弟分となり、また被告人A、同Bは同会内においては本犯Eの若衆の立場にあるものであること、本件公訴事実の本犯の所為が右J会を利用して行なわれたものであろうこと等は、おおむね検察官所論のとおりである。しかし、他面記録によれば、本犯E、FがJ会に加入したのは昭和三七年

一○月頃であつて、当時同会K地区支部長はLであつたところ、同人が同年一二月頃強盗罪により逮捕され、その後その罪により服役するようになつたため、本犯Eが右支部長となつたものであること(八九二丁、九一九丁)が認められることから すれば、本犯Eが自ら自由にK地区において賭博場を開張し得るようになつたの は、その後のことに属するものと思われる。また記録によれば、本犯Eが賭博を覚 えはじめたのも本件公訴事実第一の(一)の時点からはさほど古いものでないこと (五七五丁)、同人は昭和三九年四月一四日大河原簡易裁判所で賭博罪により略式 命令で罰金一〇、〇〇〇円に処せられたのが唯一の賭博に関する前科であること (一〇一五丁、一三九丁) 等が認められ、以上の諸事実と記録にあらわれた捜査の 経過等を総合し検討すると、本犯Eが本件以外に自ら賭博開張図利を行なつた事実 があると認めるに足る証拠はないのである。さらに記録によれば、被告人らはいず れも賭博には関心が薄く、本件公訴事実当時は賭博ないしは賭博場等に関する知識 も少なかつたものであつたばかりでなく、本件公訴事実の賭博開張図利の点につい ては本犯の者らから知らされていたわけでもなく、本犯の者らからの指示命令によ り行動したに過ぎず、その行動範囲も制限されていたものであることが窺えるので あつて、これと前記本犯Eの賭博歴が浅く、かつ賭博開張図利の前歴も証拠上これ を認められないこと等を合わせ考えれば、被告人らが本件各公訴事実当時、本犯の 各賭博開張図利の所為を知つていたものと断定するのはちゆうちよしないわけには ゆかない。各被告人らの司法警察員に対する各供述調書、被告人Lの原審第二回公 判廷および当審公判廷における供述、被告人A、同Bの原審および当審公判廷にお ける各供述に対比し、所論指摘の被告人し、同Aの各検察官に対する供述調書の供 述部分、原審第一回公判調書中被告人Lの供述調書における供述はたやすく信用し 得ないものである。また記録によれば、被告人しは本件公訴事実後の同年一二月頃本件公訴事実第一の(二)のアパートにおいて行なわれた賭博の際、その賭博場に 入つて見ようとしたところEから、お前が賭場に顔を出してはまずいから帰れとい われアパートの入口前に停めていた車の中で待つていたことが認められるのである し(七九九丁)、原審相被告人Mは右賭博場および本件公訴事実の二個の賭博場に 出席していること(七八三丁裏)等を思えば右Mの司法警察員に対する昭和三九年 六月一二日付供述調書における供述部分もたやすく信用することはできない。なお 所論指摘の被告人Bの検察官に対する供述調書、同被告人の行動の如きは、本件公 訴事実当時における同被告人の賭博に関する知識、関心の度合、本件公訴事実の賭 博場における行動範囲等が前記のようなものであるところからすれば、同被告人が 本件公訴事実の本犯Eらの賭博開張図利の所為を知つていたと認定する資料として は足りないものといわなければならない。以上要するに記録を精査し当審における 事実取り調べの結果に徴し、かつ本犯Eの賭博歴が浅いこと、賭博開張図利の前歴 が証拠上認められないこと、同人および被告人らのK地区のJ会会員としての経歴、地位等諸般の事情をも総合し勘案すれば、被告人らが本件公訴事実の各幇助行為をなした当時本犯の各賭博開張図利の所為を知つていたものとは断定できないものというべく、原料決が前記のように証拠の取捨選択および証拠価値の判断をして 被告人らが本犯の賭博開張図利の所為を知つていたとの点は認定できないと判示し たのは結局正当であつて、この範囲においては、原判決には所論のような自由心証 主義の範囲を逸脱し、経験則に反した心証形成をして事実誤認の誤りを犯したもの とは認められない。

き審理判断をしないで、単に本犯の賭博開張図利の所為を知つていたとの点につき 証明がないとして直ちに無罪を言い渡したのは、審理不尽もしくはこれに基づく事 実誤認の違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから原判 決中被告人らに関する部分は破棄を免れない。論旨はこの限度において理由があ る。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七九条、三八二条により原判決中被告人三名に関する部分を破棄し、同法四〇〇条但書により被告人ら三名に対し当裁判所においてさらにつぎのとおり判決する。

-(当裁判所の判決)

〔罪となるべき事実〕

第一、 被告人口は

(一) 昭和三八年八月六日頃、原審相被告人Eらが宮城県白石市 e 字 f g、G 方において、賭博場を開張し、H外一〇名位の賭客を集め自らもこれに加わつて花札を使用して金銭を賭け、俗にアトサキと称する賭博を行ない、寺銭名義で金銭を徴収して利を図つた際、右開張者側関係者の輸送、賭客の誘導案内をしてEらの右犯行を容易ならしめてこれを幇助し

(二) 同年一〇月中旬頃、前示Eらが、同県同市abのcdアパート内原審相被告人F方二階において、賭博場を開張し、I外一〇数名の賭客を集め自らもこれに加わつて、前同様の方法による賭博を行ない、前同様の方法で金銭を徴収して利を図つた際、前同様開張者側関係者の輸送、賭客の誘導案内をしてEらの右犯行を容易ならしめてこれを幇助し

第二、 被告人A、同Bは、前示Eらが、前記第一の(一)記載の賭博開張図利行為を行なつた際、それぞれ賭客の案内、接待、見張をしてEらの右犯行を容易ならしめてこれを幇助したものであるが、被告人らはいずれも前記犯行に際しEらが賭博を行なうものとの認識のもとにこれを幇助したにすぎないものであつて、Eらの賭博開張図利行為は被告人らの予知しなかつたものである。

(証拠の標目)(省略)

(被告人口に対する確定裁判)

被告人Dは昭和三八年九月五日大河原簡易裁判所で業務上過失傷害罪により罰金七、〇〇〇円に処せられ、該裁判は同月二九日確定したものであつて、右は同被告人に対する検察事務官作成の前科調書、同被告人の原審公判廷における供述により認められる。

(法令の適用)

(裁判長裁判官 斎藤寿郎 裁判官 小鶴弥作 裁判官 杉本正雄)